

○総務省告示第二百八十七号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）別表第一号二の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十九号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年九月二十九日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>第一 測定条件（一般）</p> <p>一 試験を行う室内の温湿度は、日本産業規格 JIS Z 八七〇三号による室温摂氏五度から摂氏三五度までの範囲内、常湿四五パーセントから八五パーセントまで（相対湿度）の範囲内とする。ただし、被検機器の取扱説明書にこれ以外の定常動作条件が定められている場合は、これによる。</p> <p>【二～四 略】</p> <p>第八 無線設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法は、別表第七号のとおりとする。</p> <p>第十一 無線設備規則第四十九条の二十九又は第四十九条の二十九の二に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法は、別表第十号のとおりとする。</p> <p>別表第七号 無線設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法</p> <p>一 基本的機能</p> <p>1 回線制御</p> <p>(一) 発言する機能</p> <p>(1) 測定用機器は、LTE設備（無線設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定する方式の無線設備をいう。以下同じ。）用シミュレータ（プロトコルアラミス機能を含む。以下同じ。）とする。</p> <p>【②・③ 略】</p> <p>【□・③ 略】</p> <p>【2 略】</p> <p>【二～十二 略】</p> <p>別表第十号 無線設備規則第四十九条の二十九又は第四十九条の二十九の二に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法</p> <p>一 基本的機能（発信）</p> <p>1 測定用機器は、移動通信設備（無線設備規則第四十九条の二十九又は第四十九条の二十九の二に規定する方式の無線設備をいう。以下同じ。）用シミュレータとする。</p> <p>【2・3 略】</p> <p>【二～十二 略】</p>	<p>第一 【同上】</p> <p>一 試験を行う室内の温湿度は、日本工業規格 JIS Z 八七〇三号による室温摂氏五度から摂氏三五度までの範囲内、常湿四五パーセントから八五パーセントまで（相対湿度）の範囲内とする。ただし、被検機器の取扱説明書にこれ以外の定常動作条件が定められている場合は、これによる。</p> <p>【二～四 同上】</p> <p>第八 無線設備規則第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法は、別表第七号のとおりとする。</p> <p>第十一 無線設備規則第四十九条の二十九に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法は、別表第十号のとおりとする。</p> <p>別表第七号 無線設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十又は第四十九条の六の十二に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法</p> <p>一 【同左】</p> <p>1 【同左】</p> <p>(一) 【同左】</p> <p>(1) 測定用機器は、LTE設備（無線設備規則第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十に規定する方式の無線設備をいう。以下同じ。）用シミュレータ（プロトコルアラミス機能を含む。以下同じ。）とする。</p> <p>【②・③ 同左】</p> <p>【□・③ 同左】</p> <p>【2 同左】</p> <p>【二～十二 同左】</p> <p>別表第十号 無線設備規則第四十九条の二十九に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法</p> <p>一 【同左】</p> <p>1 測定用機器は、移動通信設備（無線設備規則第四十九条の二十九に規定する方式の無線設備をいう。以下同じ。）用シミュレータとする。</p> <p>【2・3 同左】</p> <p>【二～十二 同左】</p>
---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。